

○防衛省告示第六十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が令和二年三月三十一日次のとおり決定された。

令和二年四月二日

防衛大臣 河野 太郎

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町	国有	土地…約一七、〇〇〇平方メートル
			公有	土地…約二、五〇〇平方メートル
			民有	土地…約八九、〇〇〇平方メートル

令和二年三月三十一日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡金武町 国有 土地…約八、八〇〇平方メートル

公有 土地…約六、二〇〇平方メートル

民有 土地…約三二五、〇〇〇平方メートル

沖縄防衛局が施設内での移設工事を円滑に行うため共同使用する。

使用期間…キャンプ・ハンセン地区開発計画に係る事業の完了日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇四三 キャンプ桑江 沖縄県中頭郡北谷町 国有 工作物…電信線路等

電信線路等として追加提供する。

六〇四四 キャンプ瑞慶覧 沖縄県中頭郡北谷町 国有 工作物…囲障等

境界保安柵等として追加提供する。